

平成 24 年 3 月 26 日厚生労働省保険局医療課長通知（保医発第 0326 第 5 号）に基づく療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

## 1. 東海北陸厚生局長への届出に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

【基本診療料の施設基準】	【特掲診療料の施設基準】
【要届出事項】	【要届出事項】
・療養病棟入院基本料 2	・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
・療養病棟療養環境加算 1	・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）初期加算
・入院時食事療養（Ⅰ）	・脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅲ）
・入院時生活療養（Ⅰ）	・脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅲ）初期加算
	・集団コミュニケーション療法料
【届出不要事項】	・外来リハビリテーション診療料
・地域加算（3級地）	・在宅療養支援病院
・褥瘡評価加算	・在宅時医学総合管理料
（ADL区分が23点以上の方が対象になります。）	・特定施設入居時等医学総合管理料
	・地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）
	【届出不要事項】
	・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）早期加算
	・脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅲ）早期加算

## 2. 入院基本料に関する事項

- ※1）当院では療養病棟入院基本料2の算定をしております。  
当病棟では1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び介護職員が勤務しています。  
なお時間帯の配置は次のとおりです。
- 8：45～16：30まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
  - 16：30～ 8：45まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は52人以内です。
  - 8：45～16：30まで 介護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
  - 16：30～ 8：45まで 介護職員1人当たりの受け持ち数は52人以内です。
- ※2）当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出にかかる食事提供を行っております。  
管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。  
また、当院は一部の食事を除いて選択メニューによる食事を提供しています。  
選択メニューについては、患者様の特別な負担はありません。
- 朝食については 7時以降
  - 昼食については 12時以降
  - 夕食については 18時以降

### 3. 特掲診療料に関する事項

#### (1) 【特別な療養環境の提供】

項 目	金 額
個室A 408号室,410号室 411号室,412号室	3,780円
個室B 421号室,420号室	2,730円
二人部屋 406号室,407号室,414号室	2,415円

#### (2) 【リハビリの単位数超え】入院中の場合

項 目	金 額
運動器リハビリテーション料 (Ⅲ)	850円
脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ)	1,000円

#### (3) 【リハビリの単位数超え】外来の場合

項 目	金 額
運動器リハビリテーション料 (Ⅲ)	850円
脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ)	1,000円